平成２７年（フ）第１１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕181番地２、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1735番地15
債務者　ニシモトフリエタ　パンガン（ＮＩＳＨＩＭＯＴＯ　ＪＵＬＩＥＴＡ　ＰＡＮＧＡＮ）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
　　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１２１号
広島市東区中山南１丁目20番36―202号
債務者　執行　淳子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
東京都府中市若松町１丁目12番地の62岩崎荘202
債務者　野澤　智広
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８号
静岡県浜松市中区上島４丁目15番４号
債務者　山﨑　育子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
静岡県浜松市中区幸４丁目37番９号　ビーフリーＭＬ―Ｆ201、前住所静岡県浜松市中区小豆餅２丁目20番26号
債務者　在山　哲司
1　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
静岡県浜松市中区上島１丁目25番21号
債務者　金子きみ江
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３６号
大阪市東淀川区東中島１丁目７番18―203号
債務者　大槻　　愛
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５９号
大阪市大正区泉尾１丁目36番27号　フラット泉尾Ａ205号
債務者　前田　圭子
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９３号
大阪府茨木市真砂３丁目８番９号　リファインドカースル207号
債務者　辻本　雅哉
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５４号
大阪市此花区春日出北１丁目11番12号
債務者　喜久本朝彦
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８６号
大阪市淀川区東三国６丁目10番10号　グレイスフル第２東三国Ⅱ711号
債務者　山崎　修司
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６９０号
大阪市西区川口２丁目７番６―503号
債務者　辻村　昌也
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６５号
東京都中央区新川１丁目26―10―206
債務者　小泉　忠夫
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８９号
東京都大田区久が原４丁目10―１―201
債務者　鈴木加代子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５００号
東京都調布市深大寺南町１丁目９―２―201
債務者　新井みどり
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部